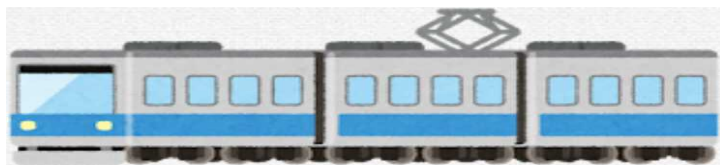


「通学費補助金」が変わります！

精華町では精華町立小中学校への通学に要する通学定期券購入経費の一部を補助しています。

令和8年度以降の通学費の補助について、補助額の割合や交付手続き等が一部変更されますのでお知らせします。



(その1) 補助額の割合について

補助金額について、これまで購入した通学定期券の金額の「1/2」としていたものを「2/3」に**拡充**します。

※ これにより保護者様の負担額は1/3に軽減されます。

(その2) 申請方法について

これまでは紙面の提出による方法でしたが、スマートフォン等の端末からも申請できる電子申請の方法を導入しました。

※ 役場窓口への来庁や郵送等による**保護者様の負担軽減**を目指した取り組みです。

申請の際はご案内するQRコードからリンクされる入力画面において入力し、購入された定期券の画像をアップロードして頂きます。

(その3) 補助金の交付時期について

これまでは申請に応じて交付時期を設けておりましたが、事務手続きの見直しにより、年2回（概ね10月と翌年4月）と致します。

※ 申請手続きは定期券購入（更新）毎に電子申請をお願いします。（詳細は裏面を参照願います）

申請手続きのイメージ



①定期券を購入(更新)した際に、申請手続き用の「QRコード」(ページ内に掲載)をスマートフォンで読み取り、入力画面へアクセスします。

②入力画面において「氏名」「住所」「購入金額」その他必要事項を入力します。併せて購入(更新)された定期券の画像も掲載してください。

③申請手続きを完了します。



申請手続きはこちら
「QRコード」

[注意事項]

<申請について>

・申請の際に購入された定期券の画像(写真)を必ず添付して下さい。

※ 購入された定期券の画像が添付されていない無の場合は補助金を交付することができませんのでご注意願います。

・これまでと同様に紙面による申請も可能です。紙面による申請の場合は購入された定期券のコピーを添付願います。

(申請書様式については町HPからダウンロードできます)→



<補助金の交付時期について>

・補助金の交付時期は概ね前期(10月末頃)と後期(翌年4月末頃)を想定しております。

※ 前期の交付対象としては、9月末時点において定期券の有効期間が満了しているものを対象とします。有効期間が10月以降のものについては後期の支払い対象となります。

※ 要保護・準要保護に該当される方で、前払いを希望される場合は「精華町教育委員会 学校教育課」までご相談下さい。